

化学物質規制の範囲が拡大 「危険化学品」使用者の負担重く

電機や自動車メーカーなどの化学品使用事業者も規制の対象に加わりそうだ。

「危険化学品」の管理を徹底し、健康被害や環境汚染を防ぐ必要がある。

(王 長君・NTTデータ経営研究所 社会・環境コンサルティング本部 シニアスペシャリスト)

昨年12月、「改正危険化学品安全管理条例」が施行された。2005年から検討されてきたGHS(化学品の分類および表示に関する世界調和システム)基準を導入。化学物質等安全データシート(MSDS)および安全ラベルに、24時間対応の救援電話サービス(以下、コールセンター)についての記載を義務づけている。

企業は事故の際、24時間、年中無休で救援の電話に対応しなければならない。大きなコスト負担を強いる措置であり、日系企業からは「対応が困難」という声が多く聞かれる。

MSDSと安全ラベルの作成基準をGHS基準に基づいて制定している

が、許容濃度などの項目は中国独自の法規制で定めている。そのため、日本語や英語で作成したMSDSをそのまま中国語に翻訳した日本企業の製品が、税関などで止められたケースが相次いだ。

改正前の危険化学品安全管理条例では、危険化学品の生産者と経営者に「危険化学品生産許可証」または「危険化学品経営許可証」の取得を義務づけていた。改正後はこれに加えて、危険化学品の使用事業者が使用量に応じて「危険化学品使用許可証」を取得しなければならないことになっている。現在、使用量に関する規定の詳細を検討中で、施行されれば、

化学品メーカーだけではなく、電機や自動車メーカーなどより多くの企業に影響が及ぶ可能性が高い。

さらに、危険化学品登録制度に関する規制である「危険化学品登記管理弁法」をこの8月から施行する予定である。「危険化学品目録」に収録している危険化学品を生産・輸入する企業に、所在省・自治区、直轄市の「危険化学品登記弁公室」への登録申請を義務づけている。

申請する危険化学品については、安全ラベルにコールセンターの電話番号を明記する必要がある。生産企業は、専門スタッフを配置して中国国内の固定電話によるサービスを24時間提供しなければならない。危険化学品の輸入企業は、初回輸入以前に危険化学品を登録しなければならないと規定している。

化学物質の規制強化は、メーカーから流通まで幅広い産業に波及している。サプライチェーン全体で化学物質情報の収集を強化するとともに、従業員の安全確保が欠かせない。

王 長君

1999年3月愛媛大学大学院博士課程修了博士号取得。その後、環境コンサルタント会社を経て2002年7月より現職。中国環境関連研究論文、著書、学会発表など多数

化学品を取り扱う事業者の負担が増大

■「危険化学品安全管理条例」改正のポイント

規定	概要
危険化学品禁止・制限制度	①「禁止危険化学品」の生産・販売を禁止 ②規定に基づいて危険化学品の生産・販売を制限
使用許可制度	危険化学品の使用に許可が必要
安全生産許可制度	危険化学品の生産に許可が必要
化学品危険性鑑定制度	危険性が未知の場合、関連基準に基づいて鑑定
爆発原料の危険化学品管理制度	劇毒化学品および爆発原料の危険化学品を取り扱う場合、貯蔵施設の整備・申請が必要
安全審査検証制度	生産・貯蔵施設の新築、改築、増築は安全審査と検証が必要
危険化学品の環境放出報告制度	重点管理対象の危険化学品は、環境中への放出量などの報告が必要
河川運輸管理制度	劇毒化学品の河川運輸を禁止

出所：国務院の資料を基に作成

